

第二編 令和4年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和4年度の個人の納税義務者数は、29年度と比べ均等割は1.05倍、所得割も1.05倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は0.80%増、所得割は0.82%増となった。

令和4年度の法人の納税義務者数は、29年度と比べ均等割は1.09倍、法人税割は1.07倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は2.74%増、法人税割は2.72%増となった。

2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表)

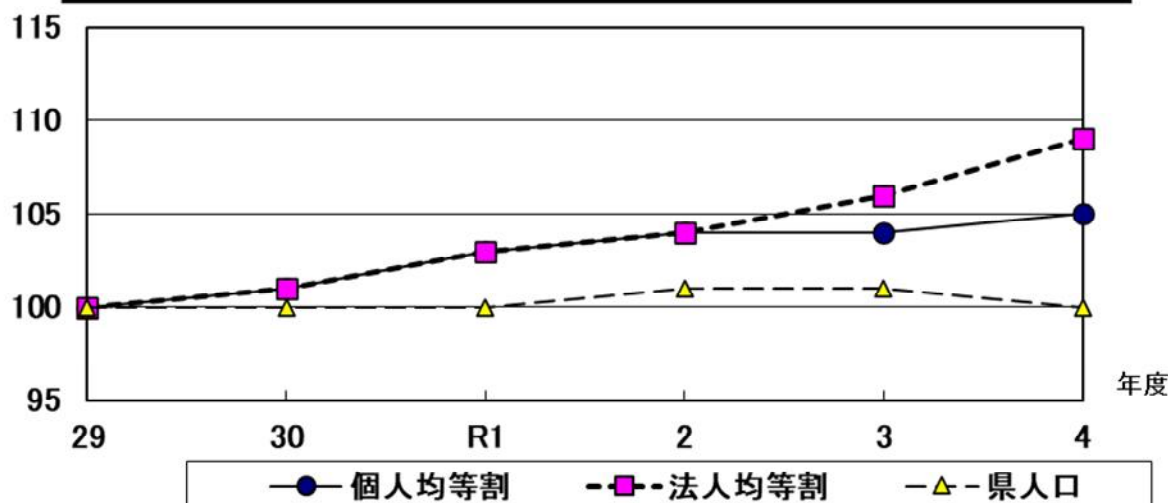
(単位:人)

区分		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
個人	均等割	3,163,049 (100)	3,207,182 (101)	3,252,917 (103)	3,281,169 (104)	3,298,791 (104)	3,325,089 (105)
	所得割	2,962,523 (100)	3,000,423 (101)	3,045,261 (103)	3,073,022 (104)	3,092,223 (104)	3,117,561 (105)
法人	均等割	163,340 (100)	164,805 (101)	167,779 (103)	169,589 (104)	173,198 (106)	177,939 (109)
	法人税割	160,679 (100)	162,366 (101)	165,047 (103)	166,736 (104)	167,791 (104)	172,361 (107)
参考	県人口	6,242,474 (100)	6,257,886 (100)	6,270,118 (100)	6,278,741 (101)	6,284,955 (101)	6,272,900 (100)

(注)1. ()内は29年度を100とした場合の指数である。

- 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
- 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
- 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成29年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和4年度における総所得金額等は29年度と比較して1.12倍、課税標準額は1.10倍、所得割額は1.12倍といずれも増加した。

前年度との比較では、総所得金額等は3.05%増、課税標準額は4.15%増、所得割額は3.14%増となった。

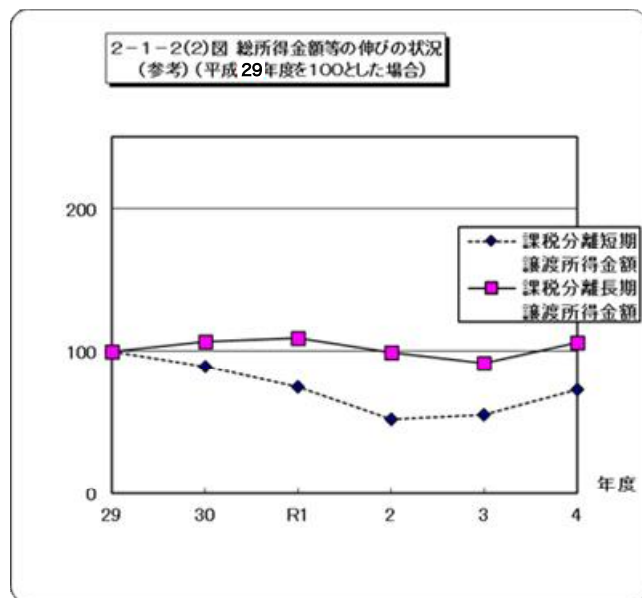
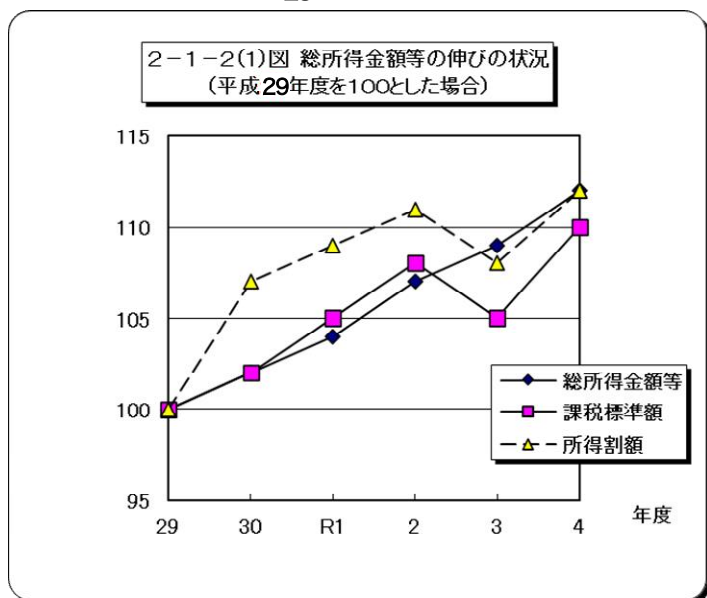
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

区分		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
総所得金額等		10,260,150,814 (100)	10,487,049,148 (102)	10,701,341,995 (104)	10,951,477,780 (107)	11,132,295,812 (109)	11,471,868,470 (112)
課税標準額		6,878,107,014 (100)	7,037,121,939 (102)	7,192,663,940 (105)	7,399,922,567 (108)	7,253,105,326 (105)	7,554,110,989 (110)
所得割額		384,857,610 (100)	411,865,022 (107)	418,773,154 (109)	427,540,778 (111)	417,317,740 (108)	430,419,047 (112)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	4,187,872 (100)	3,728,160 (89)	3,140,927 (75)	2,178,256 (52)	2,300,137 (55)	3,042,368 (73)
	同上分算出税額	219,816 (100)	207,273 (94)	170,215 (77)	120,320 (55)	130,038 (59)	166,225 (76)
	課税分離長期譲渡所得金額	231,008,074 (100)	247,885,887 (107)	251,880,494 (109)	229,216,566 (99)	211,617,525 (92)	244,224,109 (106)
	同上分算出税額	6,803,086 (100)	7,645,074 (112)	7,770,650 (114)	7,074,334 (104)	6,517,818 (96)	7,549,309 (111)

(注) ()内は29年度を100とした場合の指数である。

29



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「農業所得者」が減少し、それ以外は増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数、所得割額ともに「農業所得者」が減少し、それ以外は増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	令和3年度 (人)	令和4年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和3	令和4				令和3	令和4
給与所得者	2,599,530	2,621,926	100.9	78.8	78.9	9,097,980	9,176,507	100.9	78.8	78.9
営業等所得者	120,302	120,674	100.3	3.6	3.6	421,066	422,368	100.3	3.6	3.6
農業所得者	8,007	7,180	89.7	0.2	0.2	28,043	25,145	89.7	0.2	0.2
その他の所得者	556,751	560,922	100.7	16.9	16.9	1,948,626	1,963,235	100.7	16.9	16.9
家屋敷等のみ	14,201	14,387	101.3	0.4	0.4	49,710	50,359	101.3	0.4	0.4
計	3,298,791	3,325,089	100.8	100.0	100.0	11,545,425	11,637,614	100.8	100.0	100.0

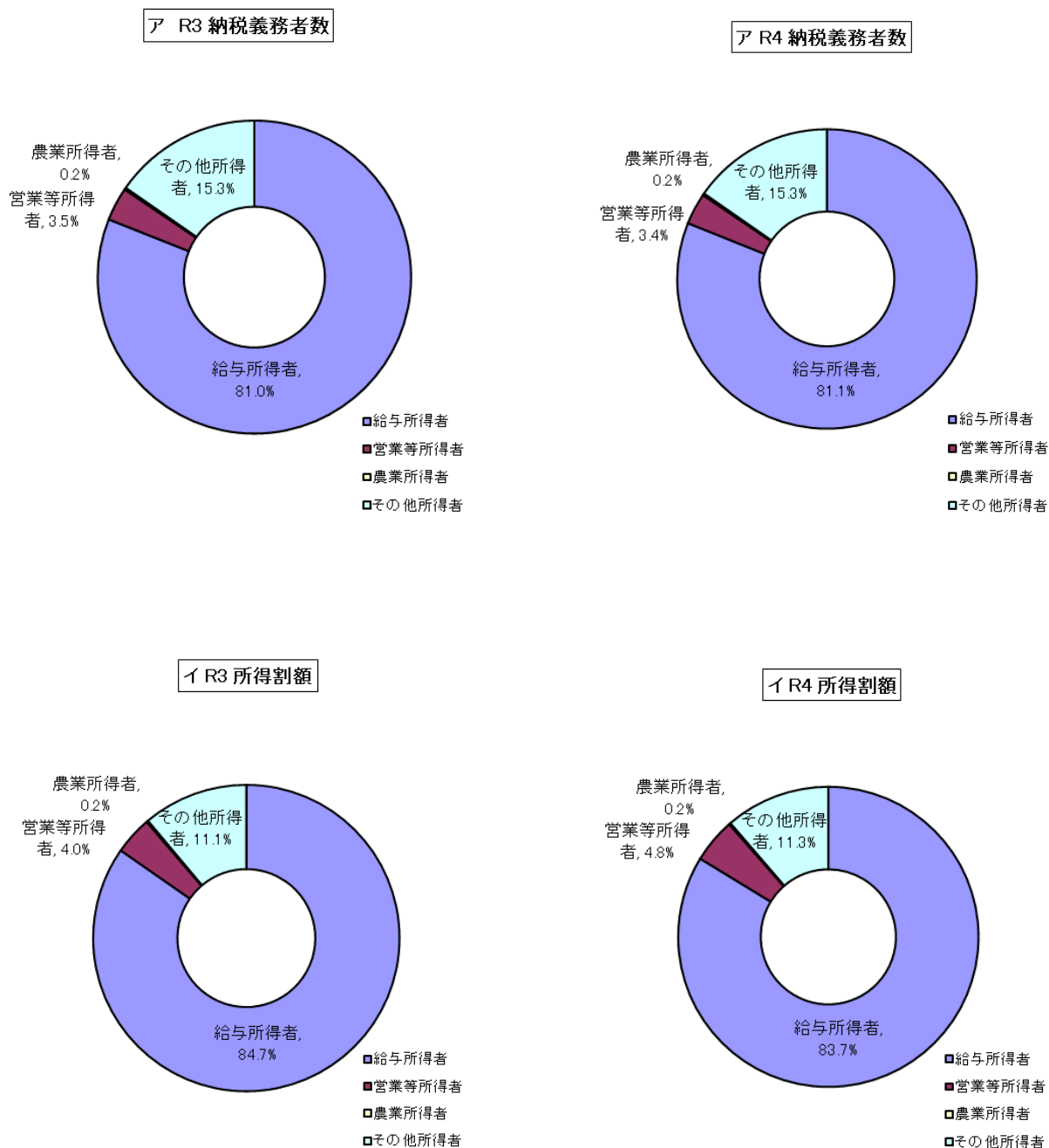
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	令和3年度 (人)	令和4年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和3	令和4				令和3	令和4
給与所得者	2,504,960	2,528,853	101.0	81.0	81.1	353,448,464	360,271,525	101.9	84.7	83.7
営業等所得者	106,977	107,050	100.1	3.5	3.4	16,815,260	20,758,531	123.5	4.0	4.8
農業所得者	6,180	5,493	88.9	0.2	0.2	721,879	705,538	97.7	0.2	0.2
その他の所得者	474,106	476,165	100.4	15.3	15.3	46,346,519	48,695,633	105.1	11.1	11.3
計	3,092,223	3,117,561	100.8	100.0	100.0	417,332,122	430,431,227	103.1	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和4年度においては、納税義務者数の81.1%、所得割額の83.7%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和4年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は2.32%増加し、人口1人当たりの所得割額は3.34%増加した。

区分	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度
納税義務者1人当たりの所得割額	121,676 (100)	128,424 (106)	128,741 (106)	130,305 (107)	126,511 (104)	129,450 (106)
人口1人当たりの所得割額	61,653 (100)	65,818 (107)	66,790 (108)	68,095 (110)	66,402 (108)	68,618 (111)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	475 (100)	479 (101)	486 (102)	489 (103)	492 (104)	497 (105)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,242,474 (100)	6,257,886 (100)	6,270,118 (100)	6,278,741 (101)	6,284,955 (101)	6,272,900 (100)

(注) 1. ()内は29年度を100とした場合の指数である。

2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務者がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

